

基準1 神戸高専の目的に関すること

細目	自己点検・評価項目	自己評価 2019		自己評価 2018		自己評価
1-1 準学士課程の卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)を定めているか。	5	5.0	5	5.0	<p>本校の目的として、本校の使命、教育方針、養成すべき人材像、準学士課程及び専攻科課程それぞれの3つのポリシー(アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー)を明確に定めており、これらは本校Webページや学生便覧で明記し公表している。</p> <p>【準学士課程】 ディプロマ・ポリシーには、「何ができるようになるか」、「学力・資質・能力等の内容」が明記しており、各学科の基本方針(養成すべき人材像)と整合性がとれている。 カリキュラム・ポリシーでは、編成方針を明記しており、一般科目及び専門科目それぞれについてその基本方針を明確に定めている。また、カリキュラム・ポリシーは、各学科の基本方針(養成すべき人材像)をもとに策定したディプロマ・ポリシーを達成できるように編成されていることから、ディプロマ・ポリシーとの整合性がとれていると判断する。ただし、カリキュラム・ポリシーに明記が必要となった「学習成果の評価の方法」については、早急に対応する必要がある。 アドミッション・ポリシーは、「求める学生像」と「入学者選抜の基本方針」から構成されており、学力の三要素に係る内容も含まれている。その内容はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて定められており、3つのポリシーの整合性はとれていると判断する。</p>
	(2) ディプロマ・ポリシーに「何ができるようになるか」が明記されており、準学士課程全体、各学科の目的と整合性を有しているか。	5		5		
	(3) ディプロマ・ポリシーの中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力等の内容を明確に示しているか。	5		5		
1-2 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)が、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)を定めているか。	5	4.7	5	5.0	
	(2) カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの整合性を有しているか。	5		5		
	(3) カリキュラム・ポリシーの中で、どのような目的でカリキュラムを編成しているかという内容が明記されているか。	4		5		
1-3 準学士課程の入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を定めているか。	5	5.0	5	5.0	
	(2) アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて策定しているか。	5		5		
	(3) アドミッション・ポリシーには、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。	5		5		
	(4) アドミッション・ポリシーには、「求める学生像(受け入れる学生に求める学習成果を含む。)」を明示しているか	5		5		
	(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。	5		5		
1-4 専攻科課程の卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)を定めているか。	5	5.0	5	5.0	
	(2) ディプロマ・ポリシーに「何ができるようになるか」が明記されており、専攻科課程全体、各専攻の目的と整合性を有しているか。	5		5		
	(3) ディプロマ・ポリシーの中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力等の内容を明確に示しているか。	5		5		
1-5 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)が、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)を定めているか。	5	4.3	5	5.0	
	(2) カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの整合性を有しているか。	5		5		
	(3) カリキュラム・ポリシーの中で、どのような目的でカリキュラムを編成しているかという内容が明記されているか。	3		5		
1-6 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を定めているか。	5	5.0	5	5.0	
	(2) アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて策定しているか。	5		5		
	(3) アドミッション・ポリシーには、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。	5		5		
	(4) アドミッション・ポリシーには、「求める学生像(受け入れる学生に求める学習成果を含む。)」を明示しているか	5		5		
	(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。	5		5		
1-7 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。	(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。	5	4.5	4	4.0	
	(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。	4		4		

基準2 神戸高専の教育組織に関すること

細目	自己点検・評価項目	自己評価 2019		自己評価 2018		自己評価
2-1 学科の構成及び専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。	(1) 学科の構成が、学校の目的及び本科のディプロマ・ポリシーと整合性がとれているか。	5	5.0	5	5.0	本校の準学士課程は、機械工学科、電気工学科、電子工学科、応用化学科、都市工学科で構成されており、本校の目的である神戸の産業及び文化の発展向上に寄与するという目的に沿った構成となっている。これを達成するために策定された各料のディプロマ・ポリシーとの整合もとれている。 本校の専攻科課程は、機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、応用化学専攻、都市工学専攻で構成されており、本校の目的である神戸の産業及び文化の発展向上に寄与するという目的に沿った構成となっている。これを達成するために策定された各専攻のディプロマ・ポリシーとの整合もとれている。
	(2) 専攻の構成が、学校の目的及び専攻科のディプロマ・ポリシーと整合性がとれているか。	5		5		
2-2 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。	(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。	5	5.0	5	5.0	本校の教育活動を有効に展開するために、校内組織図が明確に定められており、検討・運営体制が整備されている。各組織で議論された内容(議事録)は、校内メーリングリストで配信されており、必要な活動が行われている。
	(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか	5		5		
2-3 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。	(1) 一般科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。	5	5.0	5	5.0	一般科目担当教員の構成は、高等専門学校設置基準を満たしつつ、教育課程表に配当された科目構成と比してバランスのとれた専門分野の配置となっている。専任教員にあっては、専門分野を担当時間数の均衡化にも配慮しつつ、一般科目の学習教育目標達成のために適切な担当配置を行っている。英語科の専任教員に1人、非常勤講師に1人の英語のネイティブスピーカーを採用し、国際社会に通用する実践的な英会話能力養成を図っている。 専門科目担当教員は、高等専門学校設置基準の人数を満たし、専門分野を考慮して適切に配置されている。また、担当科目数も大きく偏ることなくバランス良く配置されている。 また、法令に基づき、専任の教授及び准教授の数が確保されている。 専攻科においては、一般教養科目担当教員、専門科目担当教員(専門共通科目、専門展開科目)は、大学改革支援・学位授与機構のレビュー審査において「適」と認定された教員のみが担当するように配置している。研究指導を行う「専攻科特別研究Ⅱ」に関しては、大学改革支援・学位授与機構の「特例適用専攻科」の審査で教員の研究実績・研究能力を審査された結果「適」を受けた教員のみが担当しており、各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されている。2020年度からは、機械システム工学専攻の2名が指導教員に加わる。
	(2) 専門科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。	5		5		
	(3) 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。	5		5		
	(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。	5		5		
	(5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。	5		5		
2-4 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。	(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。	5	5.0	5	5.0	現在、本校の専任教員の年齢構成は、大きく偏ることなくバランスよく配置されている。平成26年度からポジティブアクションに取り組み、平成26年度以降に新規採用された教員24名の内、4名が女性教員となっており、その比率は17%となっている。なお、嘱託化された各料の技術職員に関しては、12名の内6名が女性職員となっており、その比率は50%である。
	(2) 適切な専門分野の教員が専攻科の授業科目を担当しているか。	5		5		
	(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。	5		5		
2-5 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。	(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上や教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。	5	4.7	5	4.7	在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び活性化を図るために、教育表彰制度を設けており、その規程に基づき教育改善等に貢献した教員を表彰するようにしている。また、長期海外研修制度を設けており、教員の1年または半年の海外研修を行っている。 全教員は、年度末に「教育研究業績報告書」を校長に提出し、教育や研究実績等の報告を行うようにしている。また、年度当初には「役割・目標シート」を校長に提出し、その年度における各教員の役割や目標を確認している。これらの報告書をもとに、副校長による期首面談、校長による期中面談を実施し、教育研究活動等の実施状況を学校として把握すると同時にスムーズに実施ができるように助言も行うようにしている。これらの結果は次年度の賞与配分に反映させている。
	(2) (1)以外に配慮している措置はあるか。	5		5		
	(3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために、行っている措置等はあるか。	4		4		
2-6 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。	(1) 全専任教員に対して校長又はその委任を受けた副校長による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。	5	5.0	5	5.0	授業評価に関しては、前期末及び後期末に学生による授業アンケートを実施しており、全教員(非常勤講師を含む)は評価を受けている。学生授業アンケート結果は、研究担当副校長がデータ整理し、運営改善会議に提出している。運営改善会議では、その内容について議論され、アンケート結果が不良であった教科科に対しては、改善勧告、改善命令を行っており、定期的な評価・改善指導が行われている。また、前期及び後期にそれぞれ約2週間の教員相互の授業参観期間を設けており、授業改善に取組むようにしている。
	(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。	5		5		
	(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。	5		5		
	(4) 非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。	5		5		

細目	自己点検・評価項目	自己評価		自己評価	
		2019	2018		
2-7 教員の採用や昇格等に関する基準や規程が明確に定められ、適切に運用されているか。	(1) 教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。	5	4.8	4.8	<p>本校の事務は、総務、学生の2つの係から構成されている。教育課程の展開に直接的に関係する事務職員は学生係に配置されている。総務係及び図書館においては、教員予算、クラス費、備品管理、総合情報センター事務、施設管理等の教育支援業務を的確に実施するために、業務内容に基づく概ね適切な職員の配置を行っている。技術職員は、平成27年度より嘱託化され、総務係に所属するが業務上は各科に属し、教育・研究に関する技術支援と専門的業務を行っている。図書館には、司書を3名配置している。教育支援者に対する研修等を適宜実施し、その資質の向上を図るための取組も行われている。</p> <p>【自己評価】</p> <p>本校の教育組織に関して、本校の学科及び専攻の構成は、本校の目的等に照らして適切であり、教育活動を有効に展開するための検討・運営体制も整備され、必要な活動が行われている。準学士課程、専攻科課程ともに、各科目を担当する教員が適切に配置されており、教授、准教授の人数配置、年齢構成ともにバランスの良いものとなっている。平成26年度から取り組んでいるポジティブアクションにより、平成26年度以降の新規採用の内、女性比率は教員が約17%、技術職員が約50%となっている。</p> <p>校長及び副校長との個人面談、教育研究業績報告書等の提出、授業アンケートの実施、FDの実施など、学校としての定期的な評価・改善が行われており、その結果として教育表彰を行うなどの取組も行われている。今年度よりFDによる効果の検証を行うため、FD実施後にアンケートを行うようにしており、FDの前後での認識の変化からその効果を検証するようにしている。また、採用、昇格に関する規程も明確に定められており、適切に運用されている。</p> <p>学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等も適切に配置されており、その資質の向上を図るための取組も行われている。しかしながら、昨今の高専を取り巻く様々な状況の変化に伴う業務の増加が生じており、現在の教育支援者の人数では対応が難しくなっている。現在、資質の向上だけでなく、業務の効率化、スリム化を図ることも重要であることから業務内容をゼロベースからの見直しに取り組むことにしているが、外部評価委員会からもその取組の重要性を指摘されていることから着実な実施を進めて行く必要がある。また、これに関連して教職協働体制を構築することも重要であることから、その取組を中期計画に盛り込み、中期計画に沿って今年度は入試業務に関する取組を行っている。</p> <p>以上のことから、基準2に関する細目は概ね満たしているものの、依然として教員、職員ともに多忙化は解消されておらず今後も検証・改善が必要であることから、基準2に関する自己評価は「4」と判断する。</p>
	(2) (1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。	5			
	(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。	5			
	(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。	4			
2-8 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。	(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制を整備しているか。	5	5.0	4.3	<p>校長及び副校長との個人面談、教育研究業績報告書等の提出、授業アンケートの実施、FDの実施など、学校としての定期的な評価・改善が行われており、その結果として教育表彰を行うなどの取組も行われている。今年度よりFDによる効果の検証を行うため、FD実施後にアンケートを行うようにしており、FDの前後での認識の変化からその効果を検証するようにしている。また、採用、昇格に関する規程も明確に定められており、適切に運用されている。</p> <p>学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等も適切に配置されており、その資質の向上を図るための取組も行われている。しかしながら、昨今の高専を取り巻く様々な状況の変化に伴う業務の増加が生じており、現在の教育支援者の人数では対応が難しくなっている。現在、資質の向上だけでなく、業務の効率化、スリム化を図ることも重要であることから業務内容をゼロベースからの見直しに取り組むことにしているが、外部評価委員会からもその取組の重要性を指摘されていることから着実な実施を進めて行く必要がある。また、これに関連して教職協働体制を構築することも重要であることから、その取組を中期計画に盛り込み、中期計画に沿って今年度は入試業務に関する取組を行っている。</p> <p>以上のことから、基準2に関する細目は概ね満たしているものの、依然として教員、職員ともに多忙化は解消されておらず今後も検証・改善が必要であることから、基準2に関する自己評価は「4」と判断する。</p>
	(2) 定期的にFDを実施しているか。	5			
	(3) (2)のFDを実施した結果が、改善に結びついているか。	5			
2-9 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。また、教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。	(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）を法令に従い適切に配置しているか。	5	5.0	5.0	<p>校長及び副校長との個人面談、教育研究業績報告書等の提出、授業アンケートの実施、FDの実施など、学校としての定期的な評価・改善が行われており、その結果として教育表彰を行うなどの取組も行われている。今年度よりFDによる効果の検証を行うため、FD実施後にアンケートを行うようにしており、FDの前後での認識の変化からその効果を検証するようにしている。また、採用、昇格に関する規程も明確に定められており、適切に運用されている。</p> <p>学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等も適切に配置されており、その資質の向上を図るための取組も行われている。しかしながら、昨今の高専を取り巻く様々な状況の変化に伴う業務の増加が生じており、現在の教育支援者の人数では対応が難しくなっている。現在、資質の向上だけでなく、業務の効率化、スリム化を図ることも重要であることから業務内容をゼロベースからの見直しに取り組むことにしているが、外部評価委員会からもその取組の重要性を指摘されていることから着実な実施を進めて行く必要がある。また、これに関連して教職協働体制を構築することも重要であることから、その取組を中期計画に盛り込み、中期計画に沿って今年度は入試業務に関する取組を行っている。</p> <p>以上のことから、基準2に関する細目は概ね満たしているものの、依然として教員、職員ともに多忙化は解消されておらず今後も検証・改善が必要であることから、基準2に関する自己評価は「4」と判断する。</p>
	(2) 図書館に司書等の専門的職員を法令に従い適切に配置しているか。	5			
	(3) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。	5			

基準3 神戸高専の自己評価・改善の体制に関すること

細目	自己点検・評価項目	自己評価 2019		自己評価 2018		自己評価
3-1 教育活動や研究活動を中心とした総合的な状況について、定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。	(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。	5	5.0	5	5.0	本校では、定期的な自己点検・評価を実施するために「自己評価委員会」が設置されており、その方針、体制が整備されている。また、点検・評価の基準・項目が明確に設定されている。毎年度、設定された基準・項目に対して自己評価・点検を行っており、その結果はWebページで公表している。設定された基準・項目に基づき自己評価・点検を行う際には、各基準・項目に必要な根拠資料等を毎年度、自己評価委員会で収集、蓄積を行っている。
	(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制(委員会等)を整備しているか。	5		5		
	(3) (1)の方針において、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。	5		5		
3-2 根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。	(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。	5	5.0	4	4.7	教員からの意見は、全教員に対して実施している副校長による期首面談、校長による期中面談時に聴取している。事務職員に対しては、事務室長による期首面談、期中面談で意見を聴取している。在学生からの意見は、学生授業アンケートや満足度調査により意見を集約している。また、課外活動評議会、中央執行委員会からクラブ活動や学校生活における意見を聴取している。さらに、学生意見箱を設置しており、学生から校長へ直接意見を伝えることができるようにしている。卒業時、修了時の意見は、満足度調査により意見を集約している。卒業(修了)後一定の期間を経た卒業生、修了生に対しては、定期的(6年に一回)にアンケートを実施するようにしており、2019年度末に実施している。進学先関係者に対しては、定期的(6年に一回)にアンケートを実施するようにしており、次回は2020年度に実施予定である。企業アンケートは、2018年度の外部評価委員会で「企業の方々毎年来校されているなら、時期を決めたアンケートではなく来校された際にアンケートに答えて頂くようにすれば即応性が図れる」との指摘を受け、2019年度より本校に就職関連で訪問された企業の方々に対して随時実施するようにした。集計したアンケート結果は、2020年度に検証する予定である。保護者からの意見は、後援会の総会や評議委員会の際に聴取するようにしている。また、平素においてはクラス担任を通じて意見聴取するようにしており、重要事項については運営改善会議に報告するようにしている。
	(2) 自己点検・評価を定期的に行っているか。	5		5		
	(3) (2)の結果を公表しているか。	5		5		
3-3 神戸高専の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われているか。	(1) 教員の意見を聴取しているか。	5	4.8	4	4.2	本校の構成員及び学外関係者から意見聴取を行った結果は、運営改善会議、自己評価委員会で精査し、自己点検・評価に反映するようにしている。年度ごとに改善項目も含めて自己点検評価シートとしてまとめ、Webページで公表している。
	(2) 在学生の意見を聴取しているか。	5		5		
	(3) 卒業(修了)時の学生の意見を聴取しているか。	5		5		
	(4) 卒業(修了)から一定年後の卒業生(修了生)の意見を聴取しているか。	5		4		
	(5) 就職先・進学先関係者からの意見を聴取しているか。	4		3		
	(6) 保護者からの意見を聴取しているか。	5		4		
3-4 神戸高専の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われた結果が自己点検・評価に反映されているか。	(1) 自己点検・評価の実施に際して、聴取した意見を反映するようになっているか。	4	4.0	4	4.0	前回(平成30年度)の外部評価で指摘された事項も含めて、令和元年度の「改善事項」として列挙し、改善計画を示しながらその対応を行っている。昨年度の外部評価委員会で指摘を受けた「卒業生による学校満足度アンケート」で、授業についての項目が低くなっていることに対する対応として、2019年度5月の校務運営会議で2018年度卒業生のアンケート結果を配布し、各学科でこの結果に対してPDCAをまわし改善に努めることを依頼している。
	(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。	4		4		
3-5 外部有識者による外部評価が定期的に行われ、聴取された意見等が自己点検・評価に反映されているか。	(1) 外部評価が定期的に行われているか。	5	4.3	5	4.3	【自己評価】 本校の自己評価・改善の体制として、運営改善会議、自己評価委員会が設置されておりその体制は整備されている。本校の自己点検・評価の基準・項目は明確に定められており、それらの根拠となる資料等の収集とともに毎年度、自己評価を行い、その結果をWebページで公表している。本校の教職員からの意見聴取は、期首面談や校務運営会議、各委員会等で行われており、学生からの意見聴取は、各種アンケートや学生意見箱等で行われている。また、後援会を通じて学生会組織(学生会、学生評議会、課外活動評議会)からの意見も聴取している。卒業生及び修了生、進路先(企業、大学)の意見聴取は、定期的に外部アンケートを実施しており、学校としてこれらの意見を把握するようにしている。平成29年度より、毎年度外部評価を実施するようにしており、外部評価で指摘された事項については運営改善会議、自己評価委員会で検討・精査し、次年度の改善事項として挙げ、方針・計画を立てて取り組むようにしている。
	(2) 外部評価の結果が公表されているか。	3		3		
	(3) 外部評価で聴取された意見等が自己点検・評価に反映されているか。	5		5		
3-6 自己点検・評価や第三者評価、外部評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。	(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。	5	4.7	5	5.0	昨年度の指摘事項であった「各種委員会等の議事録の統一見解の周知」、「即応性を持たせた企業アンケートの実施」については、今年度中に検討し実施している。以上より、基準3に関する細目は概ね満たしているものの、改善事項に対する取組の達成状況が事項によって不十分な点が多く残っていることから基準3に関する自己評価を「3」と判断する。
	(2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。	5		5		
	(3) 前回の外部評価における指摘事項についての対応をしているか。	4		5		

基準4 神戸高専の管理運営に関すること

細目	自己点検・評価項目	自己評価 2019		自己評価 2018		自己評価
4-1 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。	(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。	5	4.5	5	4.7	<p>管理運営体制に関する諸規程が整備されており、組織図に示されている通り各種委員会等が設置されている。「神戸市立工業高等専門学校組織規程」及び学則により、校長、副校長等の役割分担を明確に規定しており、校長がリーダーシップを発揮できる体制となっている。</p> <p>事務組織については、学則に基づき事務組織を整備しており、総務係と学生係を置いている。それぞれの係の業務内容は、毎年度の事務分担表により明記されている。</p> <p>これらの諸規程や体制の下、各委員会等は原則月1回の定例会議または必要に応じて適宜会議を開催しており、それらの議事録は校内メールにて配信され情報共有されている。各委員会には、教員、事務職員、技術職員が適宜配置されており、連携体制を確保しながら校務運営を行っている。</p> <p>本校では、「神戸市立工業高等専門学校における危機管理に関する規程」により、危機発生時における校長、副校長、事務室長等の役割やその管理体制が明確に示されている。また、「海外渡航危機管理マニュアル」も整備されており、海外渡航に関するマニュアルも整備されている。安全管理については、「神戸高専安全マニュアル」が整備されており、各種装置や実験・実習を行うための注意事項、事故時の対応策、法令等が明記されている。防災訓練として、避難訓練(9月)とシェイクアウト訓練(1月)をそれぞれ毎年1回本科生、専攻科生を含めて実施している。また、管理職以上の教職員は、消防法施行令第4条の2の2の8第3項第1号の規程による「自衛消防業務講習」を受講している。</p>
	(2) 委員会等の体制を整備しているか。	5		5		
	(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。	5		5		
	(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。	4		4		
	(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。	4		5		
	(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。	4		4		
4-2 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。	(1) 責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。	5	5.0	5	5.0	<p>本校では、「神戸市立工業高等専門学校における危機管理に関する規程」により、危機発生時における校長、副校長、事務室長等の役割やその管理体制が明確に示されている。また、「海外渡航危機管理マニュアル」も整備されており、海外渡航に関するマニュアルも整備されている。安全管理については、「神戸高専安全マニュアル」が整備されており、各種装置や実験・実習を行うための注意事項、事故時の対応策、法令等が明記されている。防災訓練として、避難訓練(9月)とシェイクアウト訓練(1月)をそれぞれ毎年1回本科生、専攻科生を含めて実施している。また、管理職以上の教職員は、消防法施行令第4条の2の2の8第3項第1号の規程による「自衛消防業務講習」を受講している。</p> <p>本校では、外部資金を積極的に取り入れる取組の1つとして、全教員が毎年度の科研費申請を行うようにしている。また、科研費や共同研究費などの外部資金調達状況を毎年度報告することにしており、教職員に対して外部資金調達の意識づけを行っている。公的研究費を適正に管理するため、「神戸市立工業高等専門学校における公的研究費の管理・監査の指針」、「神戸市立工業高等専門学校における公的研究費不正防止計画」を制定しており、事務室主導の研修会を適宜行うなどそれらに関するシステムが整備されている。</p> <p>本校では、各種工業系団体や金融機関、大学、企業等との協定を締結し、産学官技術フォーラムや合同見学会等を開催するなど積極的に外部教育資源を活用している。管理職に対しては、神戸市や国立高専機構等が主催する管理職研修に参加し、その任を果たすことができるための研修を受講している。</p> <p>本校では、学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項について、本校Webページで公表している。本校の3つのポリシー(アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー)は、Webページの公開だけでなく、教職員会議や全校集会等で適宜周知を図るようにしている。</p>
	(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。	5		5		
	(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。	5		5		
4-3 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。	(1) 外部の財務資源(科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金)を積極的に受入れる取組を行っているか。	5	5.0	5	5.0	<p>【自己評価】</p> <p>本校の管理運営に関する体制として、「神戸市立工業高等専門学校組織規程」や「神戸高専組織図」を含め各種委員会規程等が適切に制定されており、役割分担や業務内容が明確に示されている。また、これらの活動は適切に実施されており、管理運営がなされている。安全管理について、「神戸市立工業高等専門学校における危機管理に関する規程」が制定されており、これらに関連するマニュアルも公表され、周知されている。また、危機(火災・地震)発生時や事故発生時の対応手順、機器の利用手順を示したポスターを各研究室や実験室に掲示するように指導しており、安全管理や危機管理等について意識を高めるようにしている。全校避難訓練も、全学生(本科生、専攻科生)と教職員を対象として毎年度実施されている。外部資金獲得の1つの方針として、全教員が毎年度、科研費に申請することにしており、30年度の科研費の採択件数および配分額は、近畿の7つの高専の中でトップとなっている。協定締結を行った各団体、大学、企業等と連携し、外部教育資源として積極的に活用し、様々な活動を実施している。さらに、学校教育法施行規則に関する情報公開も、本校Webページにおいて公表されていることから、管理運営に関する基本的事項に対する取組として概ね達成していると考えられる。</p> <p>しかしながら、安全管理に対する取組として周知及び実施の徹底が不十分なところがあり、今後、さらなる周知と実施の徹底及び教職員、学生のさらなる意識改革を進めていく必要があると考える。また、安全マニュアルや各種情報は公開されているものの、それらの周知度を確保する取組は十分とは言えず、今後は各種アンケートを適宜実施するなど学校としてそれらを把握し、その改善に努める取組が必要である。</p> <p>以上のことから、管理運営に関する体制に関しては、その基本的な取組については概ね満たされているものの、実施の徹底と各項目の認知度の把握について不十分なところが残っていることから、基準4に関する自己評価を「3」と判断する。</p>
	(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。	5		5		
4-4 外部の教育資源を積極的に活用しているか。また、管理運営のための任務を果たすことができるよう研修等、管理運営に関わるSDが組織的に行われているか。	(1) 外部の教育資源を積極的に活用しているか。	4	4.0	4	4.0	<p>【自己評価】</p> <p>本校の管理運営に関する体制として、「神戸市立工業高等専門学校組織規程」や「神戸高専組織図」を含め各種委員会規程等が適切に制定されており、役割分担や業務内容が明確に示されている。また、これらの活動は適切に実施されており、管理運営がなされている。安全管理について、「神戸市立工業高等専門学校における危機管理に関する規程」が制定されており、これらに関連するマニュアルも公表され、周知されている。また、危機(火災・地震)発生時や事故発生時の対応手順、機器の利用手順を示したポスターを各研究室や実験室に掲示するように指導しており、安全管理や危機管理等について意識を高めるようにしている。全校避難訓練も、全学生(本科生、専攻科生)と教職員を対象として毎年度実施されている。外部資金獲得の1つの方針として、全教員が毎年度、科研費に申請することにしており、30年度の科研費の採択件数および配分額は、近畿の7つの高専の中でトップとなっている。協定締結を行った各団体、大学、企業等と連携し、外部教育資源として積極的に活用し、様々な活動を実施している。さらに、学校教育法施行規則に関する情報公開も、本校Webページにおいて公表されていることから、管理運営に関する基本的事項に対する取組として概ね達成していると考えられる。</p> <p>しかしながら、安全管理に対する取組として周知及び実施の徹底が不十分なところがあり、今後、さらなる周知と実施の徹底及び教職員、学生のさらなる意識改革を進めていく必要があると考える。また、安全マニュアルや各種情報は公開されているものの、それらの周知度を確保する取組は十分とは言えず、今後は各種アンケートを適宜実施するなど学校としてそれらを把握し、その改善に努める取組が必要である。</p> <p>以上のことから、管理運営に関する体制に関しては、その基本的な取組については概ね満たされているものの、実施の徹底と各項目の認知度の把握について不十分なところが残っていることから、基準4に関する自己評価を「3」と判断する。</p>
	(2) 管理運営のための任務を果たすことができるよう研修等、管理運営に関わるSDが組織的に行われているか。	4		4		
4-5 教育研究活動等の状況についての情報(学校教育法施行規則第172条の2に規程される事項を含む。)が公表されているか。	(1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。	5	4.5	5	4.0	<p>【自己評価】</p> <p>本校の管理運営に関する体制として、「神戸市立工業高等専門学校組織規程」や「神戸高専組織図」を含め各種委員会規程等が適切に制定されており、役割分担や業務内容が明確に示されている。また、これらの活動は適切に実施されており、管理運営がなされている。安全管理について、「神戸市立工業高等専門学校における危機管理に関する規程」が制定されており、これらに関連するマニュアルも公表され、周知されている。また、危機(火災・地震)発生時や事故発生時の対応手順、機器の利用手順を示したポスターを各研究室や実験室に掲示するように指導しており、安全管理や危機管理等について意識を高めるようにしている。全校避難訓練も、全学生(本科生、専攻科生)と教職員を対象として毎年度実施されている。外部資金獲得の1つの方針として、全教員が毎年度、科研費に申請することにしており、30年度の科研費の採択件数および配分額は、近畿の7つの高専の中でトップとなっている。協定締結を行った各団体、大学、企業等と連携し、外部教育資源として積極的に活用し、様々な活動を実施している。さらに、学校教育法施行規則に関する情報公開も、本校Webページにおいて公表されていることから、管理運営に関する基本的事項に対する取組として概ね達成していると考えられる。</p> <p>しかしながら、安全管理に対する取組として周知及び実施の徹底が不十分なところがあり、今後、さらなる周知と実施の徹底及び教職員、学生のさらなる意識改革を進めていく必要があると考える。また、安全マニュアルや各種情報は公開されているものの、それらの周知度を確保する取組は十分とは言えず、今後は各種アンケートを適宜実施するなど学校としてそれらを把握し、その改善に努める取組が必要である。</p> <p>以上のことから、管理運営に関する体制に関しては、その基本的な取組については概ね満たされているものの、実施の徹底と各項目の認知度の把握について不十分なところが残っていることから、基準4に関する自己評価を「3」と判断する。</p>
	(2) 高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規程により定める方針について、学校内の構成員への周知を行っているか。	4		3		

基準5 神戸高専の財務に関すること

細目	自己点検・評価項目	自己評価 2019		自己評価 2018		自己評価
5-1 本校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。	(1)過去3年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。	5	5.0	5	5.0	<p>本校は、神戸市立の工業高等専門学校として「神戸市立学校設置条例」により設置された「公の施設」であるため、学校の目的に沿った教育研究活動のための資産である校地、校舎等を占有使用しており、その所有権は神戸市が持っている。このため、授業料や入学選抜料等は神戸市の収入として計上されており、それらを含めて本校の運営の関する経費は、神戸市の予算として措置されている。このため、本校としての債務はなく、経常的な収入は事業年度ごとに神戸市予算として安定的に確保できており、過去3年間における支出超過もない。</p> <p>本校における毎事業年度の収支予算・決算は、市会の予算・決算特別委員会で慎重に審議された後、それぞれ議決・認定されている。27年度からは時代に合った高度な実験実習を高専において実施するため、新たな実験実習設備の導入、老朽化した設備の更新を計画的に行っている。</p> <p>本校の予算配分を適切に行う体制として、予算委員会が設置されており、収支に係る方針・計画性を考慮しつつ「校内予算書」の検討・審議を行っている。また、決定された「校内予算書」は、全教職員に明示されている。</p>
	(2)校地、校舎等の資産を保有しているか。	5		5		
	(3)過去3年間において運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の経常的な収入を確保しているか。	5		5		
	(4)過去3年間の収支状況において支出超過となっていないか。	5		5		
5-2 本校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。	(1)収支に係る方針、計画等を策定しているか。	5	5.0	5	5.0	<p>本校は神戸市の公的機関であるため、神戸市の財政事務や経営にかかる事業の管理は、監査事務局が「財務定期監査」(地方自治法第199条第1項、第4項)を実施している。また、市の自主監査要綱に基づき、毎年課長級職員が点検者となり現金取り扱い事務や各所属の事務について自主監査を実施するなど財政事務の適正化を図っている。</p>
	(2)(1)を関係者(教職員等)へ明示しているか。	5		5		
5-3 本校の目的を達成するため、教育研究活動に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備しているか。そして、実際に行われているか。	(1)目的を達成するために、教育研究活動に対して資源配分を行う際、明確なプロセスに基づいて行っているか。	5	5.0	5	5.0	<p>【自己評価】</p> <p>本校の財務に関しては、神戸市予算として経常的な収入が継続的に確保されており、神戸市の監査事務局により財務に関する適正な監査等が履行されている。校内の教職員には「校内予算書」が明示されており、過去3年間において支出超過もないことから、基準5に関する自己評価を「5」と判断する。</p>
	(2)資源配分が、収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。	5		5		
	(3)資源配分の内容について、教職員等の関係者に明示しているか。	5		5		
5-4 本館を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。	(1)設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。	5	5.0	5	5.0	
	(2)財務に係る監査等を実施しているか。	5		5		

基準6 学習環境及び学生支援に関すること

細目	自己点検・評価項目	自己評価		自己評価	
		2019	2018		
6-1 編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。	(1) 校地面積を法令に従い適切に確保しているか。	5	4.7	5	4.6
	(2) 校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。	5		5	
	(3) 運動場を設けているか。	5		5	
	(4) 校舎に専用の施設を法令に従い適切に備えているか。	5		5	
	(5) 学科の種類に応じ、附属施設を法令に従い適切に整備しているか。	4		4	
	(6) 自主的学習スペースを設けているか。	5		5	
	(7) 教育研究環境の充実を図るため、(3)～(6)以外の施設・設備を設けているか。	5		5	
	(8) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。	5		4	
	(9) (8)の体制が有効に機能しているか。	4		4	
	(10) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。	4		4	
	(11) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。	5		5	
	(12) (11)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。	4		4	
6-2 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。	(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境を適切に整備しているか。	4	4.4	4	4.4
	(2) ICT環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。	5		5	
	(3) ICT環境は有効に活用されているか。	4		4	
	(4) (3)について学生や教職員のICT環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。	5		5	
	(5) (4)の体制が機能しているか。	4		4	

細目	自己点検・評価項目	自己評価 2019		自己評価 2018		自己評価
6-3 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。	(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。	5		5		<p>学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言体制として、学生相談室、保健室の設置、相談員やカウンセラーの配置等を整備し、奨学金や授業料減免に係る体制も整備している。毎年度、前期末と後期末には、「体罰・いじめアンケート」を実施しており、学生の生活等に関する意見を聴取するようにしている。聴取されたいじめに関する事項については、学生主事室が慎重に事実確認を行い、「神戸市立工業高等専門学校いじめ防止基本方針」に沿って対応している。また、その他の生活に関する事項については「人権教育推進委員会」で対応している。ハラスメントに関しては、「神戸市立工業高等専門学校ハラスメント防止に関する指針」が制定されており、その防止に努めている。</p> <p>奨学金制度に関しては、本校Webページに公開するとともに、年度初めに各教室に各種奨学金制度一覧を掲示し、クラス担任から案内をして周知するようにしている。授業料減免・軽減助成制度(神戸市)については、本校Webページに公開するとともに学生便覧にも明記されており、学生への周知を図っている。高等学校就学支援金制度(国)については、学生便覧に明記されており、学生への周知を図っている。平成30年度の奨学金は、日本学生支援機構46名、神戸市奨学金11名、その他奨学金41名が採用されており、授業減免は軽減助成19名、半額免除30名、全額免除151名が認められており、これら生活や経済面に対する制度は学生に利用されている。</p> <p>健康診断、身体測定は毎年度1回、全校学生(本科生、専攻科生)に対して実施している。健康相談・保健指導は適宜、保健室で行うようにしている。学生相談室でも適宜、希望に応じて指導・相談・助言を行うようにしており、学生に利用されている。</p> <p>本校のキャリア教育に関する体制を整備するため、「進路指導委員会」を設置している。2ヶ月に1回(原則、奇数月)開催し、各学年におけるキャリア教育に関する事項、就職・進学への支援活動、進路指導ガイダンスの実施、合同企業説明会の実施、女子学生に対するキャリア教育の計画、「進路関係書類の作成について」の作成等を行っている。これらの取組により計画・方針が決定した事項は、各学科、各学年、各クラスで実施されており、機能している。</p>
(2) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。	5	5.0	5	4.8		
(3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。	5		4			
(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。	5		5			
6-4 履修等に関するガイダンスを実施しているか。	(1) 教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。	5	5.0	5	5.0	<p>本校の課外活動(部活動、同好会、研究会)に関する事項は、設置された「クラブ顧問会議」において議論・協議され、各顧問間の連携を円滑に図ることにより学生の課外活動を支援している。原則として、全教員がどこかのクラブ、同好会、研究会の顧問として配置されている。学生会館3階には、合宿等にも利用できる2つの大広間(和室)があり、必要な手続きを経てクラブ活動、研究会活動で利用されている。また、必要なクラブに対しては外部コーチを依頼できるようになっており、競技力向上を図る体制も整備されている。2018年度は、7つのクラブ(華道部、弓道部、硬式野球部、硬式テニス部、バレーボール部、バスケットボール部女子)で外部コーチの招聘が認められている。これらの支援体制のもと、毎年、多くのクラブが全国高専大会に出場しており、平成30年度は水泳部(7連覇)、女子テニスダブルスが全国優勝しており、バレーボール部、ラグビー部、卓球男子シングルスが準優勝している。各種コンテスト(ロボコン、プロコン、デザコン)にも積極的に取り組んでおり、平成30年度は近畿ロボコンに2チーム参加し、優勝と3位という結果を残しており、これらの支援体制は機能している。本校の自治会活動として学生会が組織されており、その中に学生会活動の実質的な方針・計画・実施を行う中央執行委員会、各クラス委員長、副委員長で構成される評議会、専門委員会、クラブ代表者で構成される課外活動協議会が設置されている。これらは、学生準則第22条及び学生会規程で定められており、その責任の所在は学生準則第24条により学生主事(学生担当副校長)と定められている。総会、高専祭、評議会等は計画的に実施されており、これらの支援体制は機能している。</p>
6-5 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。	(1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制を整備しているか。	5	4.5	5	4.3	
(2) (1)は、学生に利用されているか。	4		4			
(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。	5		4			
(4) (3)は、有効に機能しているか。	4		4			

細目	自己点検・評価項目	自己評価 2019	自己評価 2018	自己評価	
6-6 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。	(1) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。	5	4.6	4.4	【自己評価】 本校の学習環境、ICT環境、学習支援体制に関しては、必要な規程が定められその体制が整備され、実行されている。 学生の課外活動においては、学生主事(学生担当副校長)を責任者と定め、クラブ活動、同好会活動、研究会活動、学生会活動、評議会活動等の指導・相談・助言を行っている。 クラブ活動の実績としては、平成30年度も多くのクラブ部が全国高専大会に出場しており、運動部では、水泳部(7連覇)、女子テニスダブルスが全国優勝を果たし、バレー部、ラグビー部が全国準優勝を果たしている。 平成30年度にこれまでの全国高専体育大会50年間を振り返った報告書が国立高専機構で作成され、その中に全国高専大会での成績(団体種目)を集計した結果が報告されている。この結果によると神戸市立工業高等専門学校は全国1位となっており、神戸市教育委員会より表彰を受けている。また、平成30年度の近畿ロボコンには、本校から2チームが出場し、優勝と3位という好成績を残している。 以上のことより、本校の学習環境及び学習支援に関する基本的事項については概ね満足していると考えられる。しかしながら、安全衛生については、その体制が整備され、安全マニュアル等が作成され公表されているものの、それらが教職員や学生にどの程度周知され、認識されているかを把握する体制は十分ではなく、今後、周知度を把握する体制を整備し、これをもとに本校の教職員、学生の全てが安全衛生・危機管理に対する意識を強く持てるような取組を進める必要がある。また、予算の関係上、本校だけの努力ですぐに対応できない事項ではあるが、機械工場や水理実験室の大型実験室への空調設備の設置は、夏季の熱中症対策、学習環境の改善として重要課題といえる。さらに、本校のホームルーム教室の面積約67m ² は建設当時の設置基準を満たしているが、現在は80m ² を基準に国立高専は改修を行っており、これに比べると本校のホームルーム教室は高等専門学校としては狭いと言わざるを得ない。このため、4年次への編入学生を受け入れることができない状況も生じている。上記2点については、今後も神戸市に対して現状説明を行っていくとともに、改修や設置が実現するまでは現状の施設に対する使用マナーや整理整頓を徹底して、少しでも使用環境を良くしていくための努力が必要と考える。
	(2) (1)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。	4			
	(3) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。	4			
	(4) (3)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。				
	(5) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。	5			
	(6) (5)の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。	5			
	(7) 障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条(第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。)に対応しているか。	5			
	(8) 上記以外の特別な支援を行っているか。	4			
6-7 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。	(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。	5	4.7	4.7	学習環境や学習支援、安全管理に関する様々な取り組みがなされているが、その成果や認知度を把握する取り組みが十分ではなく改善の余地を残していることから、基準6に関する自己評価を「3」と判断する。
	(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的実施しているか。	5			
	(3) (2)以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。	4			
6-8 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。	(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。	5	5.0	4.0	
	(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、どのような取組を行っているか。	5			
	(3) (2)の取組が機能しているか。	5			
6-9 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。	(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。	5	4.3	3.7	
	(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。	4			
	(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。	4			

基準7 準学士課程の教育課程及び教育方法に関すること

細目	自己点検・評価項目	自己評価 2019		自己評価 2018		自己評価
7-1 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。	(1) カリキュラム・ポリシーを踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。	5	5.0	5	5.0	準学士課程の教育課程は、本校の学習・教育目標に沿って低学年に一般科目を多く配置し、学年があがるに従って専門科目の比重が高くなるくさび形の科目配置となっている。さらに、学科ごとのカリキュラム・ポリシーに従って授業科目が体系的に配置されている。一般教育の充実に配慮し、1学年から5学年まで一般科目を配置している。4学年では、必修科目として国語、体育、確立・統計、英語演習を配置し、選択科目として配置している「国際コミュニケーション」では、ドイツ語、中国語、韓国語から言語を選択できるようにしている。5学年には必修科目として英語演習、体育を配置しており、英語力の強化と心身の調和が図れるように配慮している。選択科目には、哲学、日本史、世界史、社会科学特講、人文科学特講、経済学を配置し、学生が科目を選択できるようにしている。 進級に関して「学業成績評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程」で明確に定めており、1年間の授業を行う期間も定期試験を含め35週を確保している。特別活動は、ホームルームで90時間、防災・減災入門で30時間以上確保している。特別活動で行う「防災・減災入門」は、阪神淡路大震災を経験した神戸高専として防災・減災の意識を身につけた学生を育成することを目的として実施しており、1学年から3学年までに講義や施設見学、市民救命士講習などをバランスよく配置している。
	(2) 一般教育の充実に配慮しているか。	5		5		
	(3) 進級に関する規程を整備しているか。	5		5		
	(4) 1年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。	5		5		
	(5) 特別活動を90単位時間以上実施しているか。	5		5		
7-2 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。	(1) 他学科の授業科目の履修を認定しているか。	5	5.0	4	4.8	学生の多様なニーズに配慮するため、他学科の授業科目の履修認定やインターンシップによる単位認定を行っている。他学科の履修認定は、本校が2017年度から開始した成長産業技術者教育プログラム履修者のみとなるが認定されている。インターンシップは、選択科目ではあるが、毎年度、ほぼ全員が企業、大学等にインターンシップに行き、単位認定を受けている。 正規の教育課程に関わる補充教育として、1学年の金曜7、8限に「数学特別クラス」を配置しており、数学に苦手意識を持っている学生を対象に数学の基礎学力の底上げを図るように配慮している。学科ごとに準学士課程の教育課程と専攻科の教育課程との科目系統図を明確にすることにより、それぞれの学科及び専攻科で2つの教育課程の連携が図れるように配慮している。語学力の基礎能力(聞く、話す、読む、書く)の育成に配慮し、1学年から5学年まで英語に関する科目(英語、英語演習、工業英語等)を配置している。低学年では、「英語」、「工業英語」等の科目により(読む、書く)に重点を置き、高学年では「英語演習」により(聞く、話す)に重点を置くようにしている。ネイティブ教員は常勤1名、非常勤1名が配置されている。TOEICスコアの向上を目的に、校内のTOEIC IP試験を年間4回実施している。また、(聞く、話す)の育成を目的として、水曜日の放課後に「イングリッシュラウンジ」を開催し、ネイティブスピーカーとの会話ができるようにしている。2019年度には電気工学科2年生の学生が工業英検4級で文部科学大臣賞を受賞している。 個別の授業科目においては、PBLやALの導入や英文教科書の導入など様々な工夫がなされており、資格取得に関する講義や補習も行われている。最先端の技術に関する教育として、講義科目や演習科目等で関連する最先端技術の紹介や先端装置の使用、学会等で得た最先端の情報や学生へのフィードバック、専門家による講演会の実施など様々な工夫を行っている。
	(2) インターンシップによる単位を認定しているか。	5		5		
	(3) 正規の教育課程に関わる補充教育の実施をしているか。	5		5		
	(4) 専攻科課程教育と連携しているか。	5		5		
	(5) 外国語の基礎能力(聞く、話す、読む、書く)の育成に配慮しているか。	5		5		
	(6) 個別の授業科目内での工夫はなされているか。	5		5		
	(7) 資格取得に関する教育を実施しているか。	5		5		
	(8) 最先端の技術に関する教育を実施しているか。	5		4		
7-3 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。	(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。	4	4.0	4	3.5	創造力を育む教育方法として、各学科の特色を考慮したエンジニアリングデザインをベースとした取組がなされている。2019年度は、機械工学科の学生達が全国高専デザコン(AM部門)で最優秀賞(経済産業大臣賞)と優秀賞を受賞し、上位独占を果たしている。また、電気工学科の学生がテクノアイデアコンテスト「テクノ愛2019」で奨励賞を受賞しており、これらの取組における成果もあがってきている。 実践力を育む教育方法として、第4学年にインターンシップ(学外実習)を配置している。この科目では、履歴書(エントリーシート)の作成指導や書類郵送時、メール連絡時の指導も行っている。また、単位認定には実習報告書の作成、実習報告会の実施を義務付けており、実践力や社会常識を育む工夫をしている。もう1つの取組として、2017年度から第3学年から第5学年の3年間で行う正規の教育課程ではない「成長産業技術者教育プログラム」を開設している。この教育プログラムは、「神戸創成戦略・神戸2020ビジョン」において、今後の成長が見込まれる航空宇宙分野、医療福祉分野、ロボット分野における技術者の育成を推進するために開設されたものである。 各学科の授業形態は、おおそ必修科目の80%~88%が講義系科目、12%~19%が実験実習系科目となっている。単位比率で見ると、必修科目の66%~73%が講義系科目、27%~33%が実験実習系科目となっており、講義で得た知識を実験実習や卒業研究で体験として身につけるという各学科のカリキュラム・ポリシーに沿った構成となっている。また、教育改善に関する取組は、年度末に教職員データベースに登録することになっており、適宜、教育内容や教育方法の工夫や改善も図られている。
	(2) (1)の工夫を行った結果、あげた成果や効果はあるか。	5		3		
	(3) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。	4		4		
	(4) (3)の工夫を行った結果、あげた成果や効果はあるか。	3		3		
7-4 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。	(1) カリキュラム・ポリシーに照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。	5	4.5	5	4.5	各学科の授業形態は、おおそ必修科目の80%~88%が講義系科目、12%~19%が実験実習系科目となっている。単位比率で見ると、必修科目の66%~73%が講義系科目、27%~33%が実験実習系科目となっており、講義で得た知識を実験実習や卒業研究で体験として身につけるという各学科のカリキュラム・ポリシーに沿った構成となっている。また、教育改善に関する取組は、年度末に教職員データベースに登録することになっており、適宜、教育内容や教育方法の工夫や改善も図られている。
	(2) 教育内容に応じて学習指導上の工夫がなされているか。	4		4		

細 目	自己点検・評価項目	自己評価 2019		自己評価 2018		自 己 評 価
7-5 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。	(1) カリキュラム・ポリシーを踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。	5		5		<p>各シラバスは、カリキュラム・ポリシーの趣旨に沿って作成されている。シラバスには、授業科目名、単位数、対象学年、担当教員名、到達目標、学習・教育目標、概要と方針、教育内容(毎週の講義内容)、総合評価方法、評価方法の基準、履修上の注意事項、テキスト・参考書、関連科目が明記されている。また、高等専門学校設置基準第17条第3項の規程に基づく授業科目(学修単位科目)であるかも明記されている。本校では、学修単位Ⅰ、学修単位Ⅱ、学修単位Ⅲと区別しており、大学単位科目は、学修単位Ⅱが該当する。学修単位Ⅱ、学修単位Ⅲに関しては、修得に必要な自己学習時間もシラバスに明記している。本校では、50分の授業を1単位時間、90分の授業を2単位時間として定めており、90分の授業を2単位時間としているが、50分の授業を連続して行うことにより、点呼や課題回収、導入、課題の説明等が省略されるため、実質50分授業2回分に相当する講義内容が確保できている。</p> <p>シラバスは、各科目の最初の授業で配布し、説明するようにしており、シラバス内容の周知を図っている。教員のシラバスの活用状況は、年度末に「事業自己点検シート」を提出することで確認している。学生のシラバス活用状況は、授業アンケートで確認している。また、毎年度、学科毎でシラバス会議を開催することになっており、次年度に向けたシラバス内容の確認と改善を行っている。</p> <p>履修時間(自己学習時間)の実質化の取組として、各科目でレポートや課題等を行うのに必要な所要時間を考慮して設定するようにしている。その結果として、学生の授業アンケート時にその科目に要した自学学習時間を問うようにし、確認している。</p> <p>成績評価や単位認定基準は、カリキュラム・ポリシーに従って「学業成績評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程」で定められており、各種ガイダンスやクラス担任を通じて学生に周知している。この規程に基づき、各科目の成績評価及び単位認定を行っている。また、追試験、再評価試験に関する評価方法も「学業成績評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程」に明記されている。科目担当者は、年度末に「評価内訳表」、「授業自己点検シート」を提出することになっており、成績評価の内容やシラバス記載通りの評価方法で算定されているかなどを客観性、厳格性をもって確認できるようにしている。成績評価方法等含むシラバス作成時には、毎年度、教員間で相互チェックを行うようにしており、学科長がそれらをまとめて「シラバスチェック報告書」を提出することになっている。定期試験及び中間試験のあとには、答案の返却、解説を行うようにしており、その際に学生からの意見申立を受けようとしている。また、後日に生じる意見申立に対しては、担任を通じて受け付けるようになっており、意見に対しては担任と科目担当で確認・対応を協議し、その結果を教務主事室に報告することになっている。</p> <p>本校の就業年限は5年と学則で明確に定められている。卒業認定については、ディプロマ・ポリシーに従って「学業成績評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程」で定められており、学生便覧に明記しているほか、各種ガイダンスやクラス担任を通じて学生に周知している。毎年度、3月に卒業認定会議を開催し、5年生一人ひとりに対して、教務主事室が作成した卒業認定会議資料をもとに審議し、卒業認定を行っている。</p> <p>【自己評価】</p> <p>本校の準学士課程の教育課程及び教育方法に関しては、高等専門学校設置基準を満たしつつ、カリキュラム・ポリシーを踏まえて適切な授業科目を体系的に配置しており、一般教育充実への配慮や学生の多様なニーズへの対応、創造力・実践力を育む教育の配慮、外国語の基礎能力養成の配慮等も行われている。</p> <p>実践力を育む教育として、教育課程とは別の取り組みとして「成長産業技術者教育プログラム(航空宇宙分野、医療福祉分野、ロボット分野)」の開設と1学年から3学年の特別活動として実施している「防災・減災入門」がある。</p> <p>創造力を育む教育として、各学科においてエンジニアリングデザインをベースとした取り組みがなされており、2019年度は全国高専デザコン(AM部門)において、最優秀賞(経済産業大臣賞)と優秀賞を受賞するなどその成果もあがってきている。</p> <p>進級認定および卒業認定に関しては、「学業成績評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程」に基づいて厳正に成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定を行っており、学校としてもそれらを把握する体制が整備されている。以上のことから、本校の準学士課程の教育課程及び教育方法に関する基本的事項については、概ね満足していると考えられる。しかしながら、進級認定基準や卒業認定基準の周知を図る取組はなされているもの、周知度を確認する取組は十分ではなくアンケートの実施などの対策を検討する必要がある。また、再評価試験、追試験に関しては明文化されているものの、再試験に関してはシラバスに明記して実施しているだけであるため、その評価方法の明文化が必要である。</p> <p>以上のことから、準学士課程の教育課程及び教育方法に関して、確実な実施がなされ様々な取り組みがなされているものの、それらの周知度や評価を行う方法が十分ではないことから、基準7に関する自己評価を「4」と判断する。</p>
(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。	5		5			
(3) 設置基準第17条第3項の30単位時間授業では1単位当たり30時間を確保しているか。	5	5.0		5	5.0	
(4) (3)の30単位時間授業では、1単位時間を50分としているか。	5			5		
(5) 学修単位の科目のシラバスには、1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しているか。	5			5		
(6) (5)の履修時間の実質化のための対策を講じているか。	5			5		
7-6 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。	(1) 成績評価や単位認定に関する基準をカリキュラム・ポリシーに基づき、策定しているか。	5		5		<p>成績評価や単位認定に関する基準をカリキュラム・ポリシーに基づき、策定している。また、追試験、再評価試験に関する評価方法も「学業成績評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程」に明記されている。科目担当者は、年度末に「評価内訳表」、「授業自己点検シート」を提出することになっており、成績評価の内容やシラバス記載通りの評価方法で算定されているかなどを客観性、厳格性をもって確認できるようにしている。成績評価方法等含むシラバス作成時には、毎年度、教員間で相互チェックを行うようにしており、学科長がそれらをまとめて「シラバスチェック報告書」を提出することになっている。定期試験及び中間試験のあとには、答案の返却、解説を行うようにしており、その際に学生からの意見申立を受けようとしている。また、後日に生じる意見申立に対しては、担任を通じて受け付けるようになっており、意見に対しては担任と科目担当で確認・対応を協議し、その結果を教務主事室に報告することになっている。</p> <p>本校の就業年限は5年と学則で明確に定められている。卒業認定については、ディプロマ・ポリシーに従って「学業成績評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程」で定められており、学生便覧に明記しているほか、各種ガイダンスやクラス担任を通じて学生に周知している。毎年度、3月に卒業認定会議を開催し、5年生一人ひとりに対して、教務主事室が作成した卒業認定会議資料をもとに審議し、卒業認定を行っている。</p> <p>【自己評価】</p> <p>本校の準学士課程の教育課程及び教育方法に関しては、高等専門学校設置基準を満たしつつ、カリキュラム・ポリシーを踏まえて適切な授業科目を体系的に配置しており、一般教育充実への配慮や学生の多様なニーズへの対応、創造力・実践力を育む教育の配慮、外国語の基礎能力養成の配慮等も行われている。</p> <p>実践力を育む教育として、教育課程とは別の取り組みとして「成長産業技術者教育プログラム(航空宇宙分野、医療福祉分野、ロボット分野)」の開設と1学年から3学年の特別活動として実施している「防災・減災入門」がある。</p> <p>創造力を育む教育として、各学科においてエンジニアリングデザインをベースとした取り組みがなされており、2019年度は全国高専デザコン(AM部門)において、最優秀賞(経済産業大臣賞)と優秀賞を受賞するなどその成果もあがってきている。</p> <p>進級認定および卒業認定に関しては、「学業成績評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程」に基づいて厳正に成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定を行っており、学校としてもそれらを把握する体制が整備されている。以上のことから、本校の準学士課程の教育課程及び教育方法に関する基本的事項については、概ね満足していると考えられる。しかしながら、進級認定基準や卒業認定基準の周知を図る取組はなされているもの、周知度を確認する取組は十分ではなくアンケートの実施などの対策を検討する必要がある。また、再評価試験、追試験に関しては明文化されているものの、再試験に関してはシラバスに明記して実施しているだけであるため、その評価方法の明文化が必要である。</p> <p>以上のことから、準学士課程の教育課程及び教育方法に関して、確実な実施がなされ様々な取り組みがなされているものの、それらの周知度や評価を行う方法が十分ではないことから、基準7に関する自己評価を「4」と判断する。</p>
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。	5			5		
(3) 学修単位科目で、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。	5			5		
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。	5			5		
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。	3	4.6		3	4.5	
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。	4			4		
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。	5			5		
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。	5			4		
7-7 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。	(1) 学則等に修業年限を5年と定めているか。	5		5		<p>卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に従って、組織として策定され、学生に周知されている。また、卒業認定が適切に実施されている。</p> <p>進級認定および卒業認定に関しては、「学業成績評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程」に基づいて厳正に成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定を行っており、学校としてもそれらを把握する体制が整備されている。以上のことから、本校の準学士課程の教育課程及び教育方法に関する基本的事項については、概ね満足していると考えられる。しかしながら、進級認定基準や卒業認定基準の周知を図る取組はなされているもの、周知度を確認する取組は十分ではなくアンケートの実施などの対策を検討する必要がある。また、再評価試験、追試験に関しては明文化されているものの、再試験に関してはシラバスに明記して実施しているだけであるため、その評価方法の明文化が必要である。</p> <p>以上のことから、準学士課程の教育課程及び教育方法に関して、確実な実施がなされ様々な取り組みがなされているものの、それらの周知度や評価を行う方法が十分ではないことから、基準7に関する自己評価を「4」と判断する。</p>
(2) ディプロマ・ポリシーに基づき、卒業認定基準を定めているか。	5			5		
(3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。	5			5		
(4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。	5			5		
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。	3	4.6		3	4.6	

基準8 準学士課程の学生の受入れに関すること

細目	自己点検・評価項目	自己評価		自己評価		自己評価
		2019		2018		
8-1 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。	(1) 学力選抜の合否判定を行う資料の配点方法が定められているか。	5	5.0	5	5.0	<p>入学者の受入れ方針に関する指針(アドミッション・ポリシー)の中の「入学者選抜の基本方針」に沿って入学選抜方法を定め、選抜区分(推薦による選抜、学力検査による選抜)を明示している。また、本科4学年への編入試についても選抜区分(指定校制度による選抜、学力検査による選抜)を明示しており、学力検査の出題内容も明示している。</p> <p>推薦による選抜、学力検査による選抜とともに、その配点方法は定められており「学生募集要項」や「中学教員用高専ガイド」で公表されている。推薦による選抜での面接内容は、志望動機、将来のこと、ものづくりの経験などを質問するようしており、適切な内容であるといえる。このように、本校はアドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜方法に基づき、学生の受入れを実施している。</p> <p>アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れが行われているかの検証は、「入試委員会」において検証している。その年度の合格者の平均点や入学直後に実施する実力試験結果をもとに検証しており、現在は概ねアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れができていると判断していることから、従来通りの入学者選抜方法を踏襲することになっている。実力試験の結果については、毎年6月にFDを開催し、教員全員と情報共有するようになっている。2019年度には、神戸市立の高専であるという観点から入学選抜方法の検証を行う予定にしている。</p>
	(2) 推薦選抜での合否判定を行う資料の配点方法が定められているか。	5		5		
	(3) 推薦選抜での面接内容は適切なものになっているか。	5		5		
8-2 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。	(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。	5	4.7	4	4.0	<p>本校の学生定員は、機械工学科80名、電気工学科40名、電子工学科40名、応用化学科40名、都市工学科40名と定められており、学則に明記されている。これまでの入学者数は、各学科とも過去5年間を含め学生定員通りの入学者を受け入れており、学生定員に対して適正な受入れが行われている。</p> <p>自己評価</p> <p>本校の入学者選抜の基本方針に基づき明示された入学者選抜方法及びその配点方法に沿って学生の受入れが実施されている。受入れた学生の検証も行われており、これまでに学生定員通りの入学者を受け入れていることから、準学士課程の学生の受入れに関しては全て満たしていることから、基準8に関する自己評価は「5」と判断する。なお、今後もアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れがなされているかを検証する取り組みを充実させる必要がある。</p>
	(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、アドミッション・ポリシーに沿っているかどうかの検証を行っているか。	4		4		
	(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立っているか。	5		4		
8-3 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。	(1) 学生定員を学科ごとに1学級当たり40人を標準として学則で定めているか。	5	5.0	5	5.0	<p>自己評価</p> <p>本校の入学者選抜の基本方針に基づき明示された入学者選抜方法及びその配点方法に沿って学生の受入れが実施されている。受入れた学生の検証も行われており、これまでに学生定員通りの入学者を受け入れていることから、準学士課程の学生の受入れに関しては全て満たしていることから、基準8に関する自己評価は「5」と判断する。なお、今後もアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れがなされているかを検証する取り組みを充実させる必要がある。</p>
	(2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。	5		5		
	(3) 過去3年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。	5		5		

基準9 準学士課程の学習・教育の成果に関すること

細目	自己点検・評価項目	自己評価 2019		自己評価 2018		自己評価
9-1 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に沿った学習・教育の成果が認められるか。	(1) 成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	5	5.0	5	4.7	ディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育の成果の把握・評価は、教務委員会及び校務運営会議、教務主事室、自己評価委員会で行う体制となっている。ディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育の成果については、「学業成績評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程」に基づき実施される卒業認定会議において、把握・評価を行っている。学生自身の学習・教育の成果は、自己評価委員会で卒業時の達成度評価、満足度調査を実施してその状況把握を行い、その結果に対して校務運営会議及び教務委員会で検証している。また、教務主事室では、単位修得及び原級留置状況を調査し、その結果からクラス毎の状況把握・検証を行っている。改善が必要と判断された場合は、教務委員会で改善策の検討を行うことになっている。過去3年間の卒業時のクラス成績平均点は約70点から80点であることから、学習・教育の成果は認められていると判断する。過去3年間の原級留置者は32名から48名、退学者は18名から30名となっており、これらはそれぞれ全学生の約2.7～4%、約1.5～2.5%であり、全国高専の平均(8%前後)と比べて低い数値となっている。
	(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。	5		4		
	(3) (2)の結果から学習・教育の成果が認められるか。	5		5		
9-2 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に沿った学習・教育の成果が認められるか。	(1) 卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	5	4.4	5	4.4	学生・卒業生・進路先関係者からの意見は、自己評価委員会で達成度アンケートや外部アンケートを実施しており、把握・評価する体制となっている。達成度アンケートは毎年度実施し、外部アンケートは6年毎に卒業生・修了生アンケートと進路先アンケートを実施する計画となっている。2019年度に卒業生・修了生アンケートを実施し、その結果については2020年度に検証する予定である。就職先(企業)アンケートは2022年度に実施する予定であったが、外部評価委員会からの提言を受けて2019年度に来校された企業の方々にその場でアンケートを実施することにした。これについても2020年度に結果検証を行う予定である。 学生が卒業時に行う卒業生学校満足度アンケートの結果では、2018年度卒業生では、「授業についての満足度」が依然3.29と低い数値になっていた。このため、2019年度5月の校務運営会議において、各学科でこの結果に対するPDCAをまわし改善に努めるよう依頼した結果、2019年度卒業生の「授業についての満足度」は3.64と上昇しており、各科における改善の成果が現れたものと思われる。 過去3年間の就職・進学状況は、2017年度は就職率99%、進学率97%、2018年度は就職率100%、進学率97%、2019年度は就職率100%、進学率98%と極めて高い数値となっている。なお、就職率は(就職者数/就職希望者数)、進学率は(進学者数/進学希望者数)で計算している。就職先は、主に製造業、情報通信業、電気・ガス・水道業、鉄道業、技術サービス業、公務等の本校が育成する技術者像にふさわしいものとなっている。進学先は、専攻科や大学の工学系、理学系の学部となっており、本校での学習・教育の成果が活かせる進学先となっていることから、本校の学習・教育の成果は認められると判断する。 【自己評価】 過去3年間の本校の卒業生の就職率、進学率、就職先、進学先の結果から、本校が育成しようとする技術者像にふさわしい結果となっていることから、ディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育の成果は得られているものと判断する。学生の卒業時に実施している達成度アンケート結果でほとんどの項目が60%以上となっていることから、概ね学習・教育の成果は得られていると判断する。2019年度に実施した就職先(企業)アンケートと卒業生・修了生アンケートの結果については、2020年度に検証する予定にしている。 以上のように、準学士課程の学習・教育の成果に関しては、その成果を把握・評価する体制が整備され、その体制のもと各種アンケート等が実施されており、それらの結果から学習・教育の成果が得られていると判断できること、また2019年度の学校満足度アンケートの「授業についての満足度」は3.64と上昇していることも確認されたため、基準9に関する自己評価を「5」と判断する。ただし、今後も各種アンケートの実施と得られた結果に対する検証を継続的に実施するものとする。
	(2) 卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。	5		5		
	(3) 卒業生(卒業後5年程度経った者)に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。	5		5		
	(4) 進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。	3		3		
	(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。	4		4		
9-3 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。	(1) 直近3年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。	5	5.0	5	5.0	

基準10 専攻科課程の教育課程及び教育方法に関すること

細目	自己点検・評価項目	自己評価 2019		自己評価 2018		自己評価
10-1 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、専攻科の授業科目が適切に配置され、専攻科の教育課程が体系的に編成されているか。	(1) カリキュラム・ポリシーを踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。	5	5.0	5	5.0	専攻科課程の教育課程は、本校専攻科の学習・教育目標に沿って準学士課程の科目との連携や発展を考慮しながら、専攻ごとのカリキュラム・ポリシーに従って授業科目が体系的に配置している。科目としては、一般教養科目(必修、選択)と専門共通科目(必修、選択)、各専攻で開講する専門展開科目(必修、選択)を配置している。
	(2) 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。	5		5		
10-2 専攻科の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。	(1) カリキュラム・ポリシーに照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。	5	5.0	5	5.0	各専攻の専門科目の授業形態は、講義系科目が74%~79%、実験実習系科目が21%~26%となっており、講義科目で修得した知識をもとに、実験実習科目で問題解決能力や実践力を効果的に養えるような編成となっている。 複合的視点や創造力、実践力を養う科目として、専攻科2年にPBL教育の1つとして、2年生全員を専攻に関係なく6つの班に分けて、与えられた大きな課題に対して班毎で各専攻の知識を持ちより、問題点の抽出から解決方法の検討、製作までを行う「エンジニアリングデザイン演習」を配置している。2019年度は、1つの班が神戸大学との連携事業「西協市アイデアソン」に参加し、そのテーマに対して取り組んだ。 実践力を養う科目として、「専攻科特別実習」と「シミュレーション工学」を配置している。「専攻科特別実習」では、国内3週間以上、海外2週間以上の実習を行い、実習報告会を経て2単位の単位認定を行っている。「シミュレーション工学」は、各専攻に関連した課題に対してシミュレーション解析を実施することでシミュレーション技術の向上を図っている。
	(2) 教育内容に応じて学習指導上の工夫がなされているか。	5		5		
10-3 専攻科の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。	(1) 学生への教養教育や研究指導を適切に行っているか。	5	5.0	5	5.0	
10-4 専攻科の成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。	(1) 成績評価や単位認定に関する基準をカリキュラム・ポリシーに基づき、策定しているか。	5	4.6	5	4.5	専攻科の教養教育として、「一般教養科目」として7科目、13単位を配置しており、修了要件として8単位以上修得するようにしている。また、神戸研究学園都市周辺にある5大学1高専で設置・運営する大学共同利用施設「UNITY」では、加盟大学、高専間での単位互換授業を行っている。これにより、他大学の単位を修得することも可能になっている。単位互換講座で修得した単位は、最大8単位まで本校専攻科での修得単位として認定している。2020年度より、「神戸市みんなの手話言語条例」(平成27年4月)の促進と普及に資するため、新たに「手話言語学」を新設し、ユニティ科目としても提供する。また、英会話力促進を目的として「コミュニケーション英語」の内容をTOEIC対策的な内容から一新し、ネイティブスピーカー教員が担当する英会話中心の内容に変更する。 本校専攻科は大学改革支援・学位授与機構から「特例認定専攻科」として認定されているため、専攻科特別研究Ⅰ、Ⅱを指導できる教員は、大学改革支援・学位授与機構の研究業績の審査を受け、指導教員(教授、准教授)、指導補助教員(講師、助教)として「適」の判定を受けた教員だけとなっている。これらを踏まえ、作成された専攻科特別研究Ⅰ、Ⅱのシラバスには、評価方法も明確に示されており、適切な研究指導が行われている。
	(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。	5		5		
	(3) 学修単位科目は、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。	5		5		
	(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。	5		5		
	(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。	3		2		
	(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。	5		5		
	(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。	5		5		
	(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。	4		4		
10-5 修了認定基準が、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。	(1) 学則等に修業年限を1年以上と定めているか。	5	4.6	5	4.4	専攻科の修業年限は2年と学則に明確に定めている。修了認定基準については、ディプロマ・ポリシーに従って定められており、学則、専攻科のしおりに明記されているほか、各種ガイダンスや専攻主任を通じて学生に周知されている。専攻科の多くは選択科目であるが、その中に「*」が付された科目は選択必修科目扱いとして履修指導している。必修科目と規定以上の選択必修科目を修得していれば、その他の選択科目はどのような科目を修得していても、学習・教育目標の全ての項目に関与できるようになっており、ディプロマ・ポリシーに沿った修了認定基準であるといえる。 毎年度、3月に修了認定会議を開催し、修了認定基準に沿って全専攻科生一人ひとりに対して、研究渉外主事室が作成した「修了認定会議資料」をもとに審議し、修了認定を行っている。 【自己評価】 以上のことから、専攻科課程の教育課程及び教育方法に関して、基本的事項はほぼ満たしており、「エンジニアリングデザイン演習」における神戸大学との連携事業への参画、「手話言語学」の新設、「コミュニケーション英語」を英会話力を養う内容に一新など新たな取り組みも行われている。しかしながら、修了要件などの周知度を把握する取組がなされておらず、成績評価等の客観性をさらに高める方法にも検討の余地を残していることから、基準10に関する自己評価は「4」と判断する。
	(2) 専攻科のディプロマ・ポリシーに基づき、修了認定基準を定めているか。	5		5		
	(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。	5		5		
	(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。	5		5		
	(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。	3		2		

基準 1 1 専攻科課程の学生の受入れに関すること

細 目	自己点検・評価項目	自己評価 2019		自己評価 2018		自 己 評 価
11-1 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な入学選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。	(1) 学力選抜の合否判定を行う資料の配点方法が定められているか。	5		5		<p>入学者の受入れ方針に関する指針(アドミッション・ポリシー)の中の「入学選抜の基本方針」に沿って入学選抜方法を定め、選抜区分(推薦による選抜、学力試験による選抜)を明示している。推薦による選抜、学力試験による選抜ともに、その配点方法は定められており「学生募集要項」に明示されている。推薦による選抜、学力試験による選抜の配点方法、評価方法の詳細な取り決めは、それぞれ内規として明確に定めている。推薦による選抜での面接内容は、志望動機や研究内容、将来の進路などを質問するようしており、また専攻に関連する口述試験も加えていることから適切な内容であるといえる。</p> <p>アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れが行われているかの検証は、「入試委員会」において検証している。その年度の合格者の取得点数や学科長からの面接結果報告、試験科目作成者からのコメントをもとに検証しており、2019年度実施の入試結果については概ねアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れができておりと判断している。英語の配点は、TOEICスコア等の換算点を用いているが、近年の専攻科受験生のTOEICスコアが上昇してきたため、2016年度に実施した「平成29年度専攻科学生入試」より現在のTOEICスコア換算表の見直しを行っている。</p>
	(2) 推薦選抜での合否判定を行う資料の配点方法が定められているか。	5	5.0	5	5.0	
	(3) 推薦選抜での面接内容は適切なものになっているか。	5		5		
11-2 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学選抜の改善に役立っているか。	(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。	5		5		<p>本校専攻科の学生定員は、機械システム工学専攻8名、電気電子工学専攻8名、応用化学専攻4名、都市工学専攻4名と定められており、学則に明記されている。専攻毎の入学定員と実入学者数との関係の把握と改善を図る体制として、「入試委員会」が設置されており整備されている。これまでの入学者数は、2016年度までは定員の2倍近くになる専攻もあったが、。大学改革支援・学位授与機構の特例適用専攻科の受審の際に、適正な入学者数は定員の80%から130%という指針が示されたため、2017年度に実施した「平成30年度専攻科学生入試」から現在の学力選抜試験にA方式(専願)、B方式(併願)を取り入れた入試制度に改善した。この制度では、基本的に実入学者数は入学定員の150%までとなり、結果としてより優秀な学生が確保できるようになっている。</p> <p>【自己評価】</p> <p>本校専攻科の入学選抜の基本方針に基づき明示された入学選抜方法及びその配点方法に沿って学生の受入れが実施されている。また、状況の把握及び検証・改善を図る体制として入試委員会が設置されており、検証された結果に対して、適宜、改善も行ってその体制は機能していることから、基準11に関する細目はほぼ満たしている。しかしながら、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れているかについて合否判定会議時には検証されているものの、入学後に検証する仕組みが十分ではないことから基準11に関する自己評価を「4」と判断する。</p>
	(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、アドミッション・ポリシーに沿っているかどうかの検証を行っているか。	3	4.0	3	4.0	
	(3) (2)の検証の結果を入学選抜の改善に役立っているか。	4		4		
11-3 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。	(1) 学生定員を専攻ごとに学則で定めているか。	5		5		<p>本校専攻科の入学選抜の基本方針に基づき明示された入学選抜方法及びその配点方法に沿って学生の受入れが実施されている。また、状況の把握及び検証・改善を図る体制として入試委員会が設置されており、検証された結果に対して、適宜、改善も行ってその体制は機能していることから、基準11に関する細目はほぼ満たしている。しかしながら、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れているかについて合否判定会議時には検証されているものの、入学後に検証する仕組みが十分ではないことから基準11に関する自己評価を「4」と判断する。</p>
	(2) 専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。	5	4.8	5	4.3	
	(3) 過去5年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。	4		3		
	(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。	5		4		

基準 1 2 専攻科課程の学習・教育の成果に関すること

細 目	自己点検・評価項目	自己評価 2019		自己評価 2018		自 己 評 価
12-1 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。	(1) 成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	5		5		4.7
	(2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。	5	5	5		
	(3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。	5		4		
12-2 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に沿った学習・教育の成果が認められるか。	(1) 修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	5		5		4.4
	(2) 修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。	5		5		
	(3) 修了生(修了後5年程度経った者)に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。	5	4.6	5		
	(4) 進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。	4		3		
	(5) (2)~(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。	4		4		
12-3 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。	(1) 直近3年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。	5	5.0	5	5.0	【自己評価】 過去3年間の本校専攻科修了生の就職率、進学率はともに高く、就職先は製造業、情報通信業、技術サービス業、公務等が中心であり、進学先も工学系、理学系の大学院であることから、本校専攻科が育成しようとする技術者像にふさわしいものとなっている。このことから、ディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育の成果は得られているものと判断する。学生自身の学習・教育の成果は、修了時に満足度調査及び達成度アンケートを実施して把握するようにしており、達成度アンケートの結果でほとんどの項目が60%以上となっていることから、概ね学習・教育の成果は得られていると判断する。卒業生・修了生アンケート、企業アンケートを2019年度に実施しており、その集計結果をもとに2020年度に検証する予定である。また、進学先(大学・大学院)アンケートは2020年度に実施予定である。 以上のことから、基準12に関する細目を全て満たしていることから基準12に関する自己評価を「5」と判断する。
12-4 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。	(1) 過去3年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。	5	5.0	5	5.0	

基準 13 神戸高専の研究活動に関すること

細 目	自己点検・評価項目	自己評価		自己評価
		2019	2018	
13-1 神戸高専の研究活動の目的等に照らして、必要な研究体制及び支援体制が整備され、機能しており、研究活動の目的に沿った成果が得られているか。	(1) 研究活動に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められているか。	5		1
	(2) 設定した研究活動の目的等を達成するための実施体制を整備しているか。	5		5
	(3) 設定した研究活動の目的等を達成するための設備等を含む研究体制を整備しているか。	5		5
	(4) 設定した研究活動の目的等を達成するための支援体制を整備しているか。	4	4.7	4
	(5) (2)～(4)の体制の下、研究活動が十分に行われているか。	5		4
	(6) 設定した研究活動の目的等に照らして、成果が得られているか。	5		4
	(7) 得られた成果から問題点を把握し、それを改善に結び付けるための体制を整備しているか。	4		4

本校の研究の目的および基本活動方針は、「神戸市立工業高等専門学校の研究の目的」により明確に定められている。

この目的を達成するため、「総合情報センター」、「地域協働研究センター」、「機械実習工場」から構成される実施体制を整備している。研究活動の1つである共同研究や受託研究、奨学寄附金の申請窓口は「地域協働研究センター」が担っている。機械実習工場には、マシニングセンター、ワイヤーカット放電加工機、NC旋盤、NCフライス盤などがあり、「機械工場使用願」を提出することで専門学科の垣根を越えて利用可能となっている。各専門学科には、走査型電子顕微鏡 (SEM) や万能試験機、インパルス電圧発生装置、無響室、クリーンルーム、核磁気共鳴装置 (NMR)、クロマトグラフ、載荷試験機、2次元造波水槽など、研究を実施するために必要な設備が配置されている。支援体制として、各学科に技術職員が配置されており、各学科内の実験実習設備の整理・保全、学科内予算の執行手続き等で教員をサポートしている。事務室は、外部資金の申請や外部資金の管理等で教員の研究活動をサポートしている。

総合情報センターは、「教職員データベース」を構築し、教員個人の研究成果をデータベース化することで教員の業績管理を支援している。教職員データベースの登録内容は、研究業績、特許、学会表彰、年度別所属学会、年度別学会役員となっており、様々な申請で各教員の業績書の提出が必要となった際に、登録されたデータを活用している。さらに同センターでは、各教員の申請によって研究活動に必要なサーバの貸し出しを行っており、学外とのネットワークを通じた研究活動の支援を行っている。

教員の2019年度の研究業績数は、約429件であり、教員1人あたり年間約4.8件の論文執筆や学術発表を行っている。企業との共同研究費や科研費等の外部資金の獲得金額は直近3年間で約6,000万円前後となっており、2018年度、2019年度の科研費採択件数、配分額とも近畿の7つの高専の中でトップとなっている。このことから、研究活動に対するアクティビティは十分にあると言える。

本校は、神戸市機械金属工業会、神戸信用金庫、神戸市産業振興財団等との連携活動として「産学金官技術フォーラム」を20年以上に渡り実施しており、本校の研究活動の成果を地域企業に発表すると同時に、本校教員や学生と企業関係者の交流の場を提供している。専門学科の教員は、卒業研究や専攻科特別研究において、各自の研究分野に関連するテーマを設定し、学生の研究指導を行っている。研究活動の成果は、産学金官技術フォーラムや学会で、多数の学生が研究発表を行っており、学生のプレゼンテーション能力やコミュニケーション能力の向上に繋がっている。

研究に関する問題点を把握し、それを改善に結びつける体制として、「自己評価委員会」を設置しており、毎年度、評価基準に沿って自己点検・評価を行っている。評価結果は「運営改善会議」に報告され、内容の確認と改善策の検討が行われる。特例適用専攻科の指導教員の育成と外部資金獲得の促進、地元企業との共同研究の促進を目的に、学内研究助成制度の設置を検討し2020年度からの実施に向けて調整を進めている。

【自己評価】

本校の研究活動の目的が明確に掲げられており、研究業績数は教員1人あたり約4.8件であり、外部資金調達額も6000万円前後となっており、科研費採択数、配分額とも近畿7高専の中でトップとなっていることから研究活動に関してはおおむね満たしていると判断できる。しかしながら、研究活動促進のためのサポート体制として校内助成制度の検討がなされているものの現在実施されていないことから、基準13に関する自己評価を「4」と判断する。

基準 1 4 神戸高専の地域貢献活動に関すること

細 目	自己点検・評価項目	自己評価		自己評価
		2019	2018	
14-1 神戸高専の地域貢献活動等に関する目的等に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、活動の成果が認められているか。	(1) 地域貢献活動等に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められているか。	5		3
	(2) 設定した地域貢献活動等に対して実施体制は整備しているか。	5		5
	(3) 設定した地域貢献活動等について、具体的な方針を策定しているか。	5		5
	(4) (3)の方針に基づき計画的に実施しているか。	5	4.8	4.3
	(5) 設定した地域貢献活動等の目的等に照らして、成果が認められるか。	4		4
	(6) 得られた成果から問題点等を把握し、それを改善に結び付けるための体制を整備しているか。	5		4

本校の地域貢献活動の目的と基本活動方針は、「神戸市立工業高等専門学校の地域貢献の目的」により明確に定められている。
 本校の地域貢献活動の実施体制として実施体制として「地域協働研究センター」が設置されており、地域貢献活動に対する当該年度の実施計画は、年度初めの「地域協働研究センター会議」で議論され、神戸高専夏季公開講座や小・中学校への出前授業、小・中学校理科担当教員を対象とした指導力向上研修等を計画的に実施している。指導力向上研修の事後アンケート結果では、研修を受講された教員から高評価が得られており、この活動における成果は十分に得られている。これらの活動に対する成果や問題点等の把握・検証は、地域協働研究センター内でアンケート結果等をもとに実施し、必要に応じて改善策も講じて次の機会に活かすようにしている。地域協働研究センターだけでは対処できないような事項に関しては、「運営改善会議」で確認し、改善策を検討することになっており、地域貢献活動から得られた成果や問題点等を改善に結びつける体制は整備されている。

【自己評価】

本校の地域貢献活動の目的と基本活動方針は「神戸市立工業高等専門学校の地域貢献の目的」により明確に定められており、その実施体制として「地域協働研究センター」を設置されている。実施体制のもと、神戸高専夏季公開講座や小・中学校への出前授業、小・中学校理科担当教員を対象とした指導力向上研修等を計画的に実施しており、受講者からの評価も高いことから、これらの地域貢献活動の成果は得られていると判断する。地域貢献活動に対する成果や問題点を把握し、それを改善に結びつける体制も整備されている。
 ことから基準14に関する自己評価を「5」と判断する。

基準 15 神戸高専の国際交流活動に関すること

細 目	自己点検・評価項目	自己評価		自己評価
		2019	2018	
15-1 神戸高専の国際交流活動等に関する目的等に照らして、国際交流活動が適切に行われ、活動の成果が認められているか。	(1) 国際交流活動に関する実施体制が整備され、目的、基本方針、目標等が適切に定められているか。	5	5	4.6
	(2) 設定した国際交流活動等について、具体的な方針を策定しているか。	5	5	
	(3) (2)の方針に基づき計画的に実施しているか。	5	5	
	(4) 設定した国際交流活動等の目的等に照らして、成果が認められるか。	4	3	
	(5) 得られた成果から問題点等を把握し、それを改善に結び付けるための体制を整備しているか。	5	5	

4.8

本校の国際交流活動の目的と基本活動方針は、「神戸市立工業高等専門学校の国際交流活動の方針」に明記されており、その実施体制として「国際協働研究センター」が設置されている。この方針に基づき、国際交流活動が計画的に行われている。2019年度に正修科技大学(台湾)とMOUを締結し、海外とのMOU締結は、ウィスコンシン大学スタウト校(アメリカ)や台北城市科技大学(台湾)、オタゴポリテクニク(ニュージーランド)を含め5校となっている。オタゴポリテクニクとは毎年度3月に18名前後の学生が短期留学しており、台北城市科技大学とは4年研修旅行で台北に訪れた際に交流活動を実施している。2019年度は、2月10日～20日の日程で専攻科学生3名が正修科技大学に渡航し、研究交流活動を行っている。また、派遣プログラムとしては、2019年度の「Tomodachi Hondaグローバル・リーダーシップ・プログラム」(672名の応募の中から20名が選考)に機械工学科3年の学生が選考され、オハイオ州及びロサンゼルスに派遣された。その他、神戸市立高校生シアトル派遣やトビタテ留学JAPANに応募し、数名の学生が派遣されている。受入れプログラムとしては、日本国際協力センターや兵庫県国際交流協会からの依頼に対して可能な限り対応し、本校学生との交流活動を実施している。また、本校内でイングリッシュラウンジを開催し、水曜日の放課後にネイティブスピーカーとの会話を気楽に行えるようにしている。オタゴポリテクニク短期留学後のアンケート結果は6段階評価でおおむね4以上となっており、短期留学による成果は得られていると言える。国際交流活動の実施方法や得られた成果の把握・評価は、国際協働研究センターで適宜行われており、改善策の検討も行われている。国際協働研究センターだけでは対応できない事項に対しては、研究渉外主事室でも検討され、最終的には運営改善会議に報告し、改善策の検討することになっていることから、改善に結びつける体制も整備されており、機能している。

【自己評価】

本校の国際交流活動の目的及び基本活動方針は明確に定められており、その実施体制として「国際協働研究センター」を設置している。この実施体制のもと、派遣プログラムや受入れプログラム、イングリッシュラウンジの開催等を計画的に実施しており、海外派遣経験者からの評価も高いことから、これらの国際交流活動の成果は得られていると判断する。国際交流活動に対する成果や問題点を把握し、それを改善に結びつける体制も整備され、改善も行われている。今年度は、イングリッシュラウンジの参加者へのアンケートを実施し、その成果を検証することとしている。

以上のように、国際交流活動に関する細目は全て満たしている。しかしながら、留学生がいない本校において国際交流活動を推進するためには、今後も様々なアイデアと取り組みに注力する必要があることから基準15に関する自己評価を「4」と判断する。